

★ 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

広島県立高等技術専門校で実施する職業訓練の充実を図るため、訓練科の改編など必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年八月四日。ただし、訓練科、訓練期間及び定員に係る規定は、平成二十一年四月一日

★ 広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

入校の手続に係る応募用紙等の様式について、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年八月四日